

2008 年 6 月 24 日

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会 委員各位様

他の自治体における同和奨学金返済制度に関する 調査報告書

市民ウォッチャー・京都
代 表 田村和夫
事務局長 中村和雄



1 はじめに

去る 6 月 18 日開催の第 3 回総点検委員会において、自立促進援助金に関して委員より「他の自治体ではどうなっているのか。京都市と類似の制度を持っているところがあるのか」との質問が事務局（京都市）に対し出されました。

これに対する事務局の回答は、「いくつかの自治体では同様の制度を持っているところがあるようには聞いているが正確なところはわからない。なにぶんこの種のことについては各自治体とも情報をオープンにしないのでこちらでも把握しづらい」という趣旨のものでした。

そこでわたしたち市民ウォッチャー京都で、他自治体の制度に関する調査をすることにしました。結果は以下の通りです。もとよりわれわれは他の自治体の状況に関わりなく、自立促進援助金制度は廃止すべきだと考えていますが、同制度は他自治体と比べても特異な制度であることが浮き彫りになりました。

2 調査方法・調査内容など

(1) 方法

近畿 2 府 4 県及び大阪市、神戸市の所管課に同和奨学金の返済制度に関して、当会メンバーが電話で尋ねる。

(2) 質問項目

- ・同和奨学金の返済において、国基準の免除制度（当該世帯の収入が生活保護基準の 1.5 倍以下）以外に、独自の免除制度を持っているか。
- ・同じく、返済義務者の返済金の一部または全部を行政が肩代わりする制度を持っているか。

(3) 調査日

2008 年 6 月 20 日午後 2 時半頃から 3 時半頃まで

3 調査結果

自治体名（担当課名）	・免除制度の有無	・肩代わり制度の有無
京都府	なし	あり（注 1）
大阪府（府教委児童生徒支援課）	あり（注 2）	なし
兵庫県（県教委人権教育課）	なし	なし
滋賀県（県教委人権教育課）	あり（注 3）	なし
奈良県（くらし創造部人権施策課）	なし	なし

自治体名（担当課名）	・ 免除制度の有無	・ 肩代わり制度の有無
和歌山県（県教委生涯学習課）	なし	なし
大阪市（健康福祉局地域福祉担当）	なし	なし（注4）
神戸市（市教委人権教育課）	なし	なし

（注1）京都市同様返済義務者の全額を肩代わりする。2004年度より所得基準設ける。なお京都府の制度については、あらかじめ把握しているの今回電話調査はしていない。

（注2）「社会・地域に貢献し得る有為な人材」の返済は免除。国基準の免除制度と合わせて毎年8～9割は免除されることになるとのこと。

（注3）世帯収入が生活保護基準の2倍以下の場合返済免除。

（注4）返済義務者の大半の返済を市が負担する制度があったが、2001年度末で廃止。

（なお、総点検委員会での事務局の説明では、各自治体ともこの種の情報をオープンにしないということでしたが、今回、当会の電話での調査に対しては各自治体とも何ひとつためらうことなく回答していただいたことも付言しておきます。）

4 追加資料

前回の委員会で問題となった「同和奨学金受給者の高校中退理由」に関する資料をお送りします。経済的理由による中退が0.7%と極めて少ないことが明らかとなっています。

以上

証第14号乙

昭和62年

京都府同和対策対象地域実態調査結果報告書

(解 説 編)

京都府福祉部同和対策室

(参考資料)

表 3-30

(単位：％)

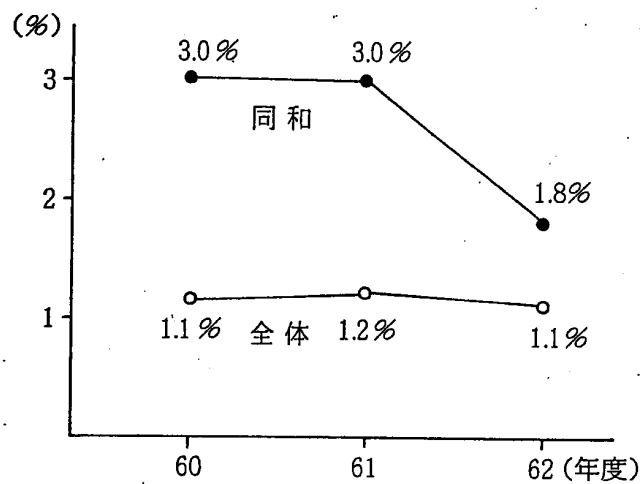
62年度間公立高校中途退学者理由別割合	
学業不振	15.9
怠学	27.8
問題行動	6.0
病気	4.3
けが	0.4
死亡	2.1
登校拒否	7.0
経済的理由	0.7
家庭の事情	5.0
進路変更	28.0
その他	2.8

(注) 府教育委員会調べ

なお、図 3-17 も参考資料で、最近の府立高校の中途退学の状況である。同和地区と府全体の格差は、昭和62年度で 0.7 ポイントである。

高校中退者の就業等の状況については、第 4 章 就業の状況 第 5 節 (171 ページ) で説明している。

図 3-18 府立高校中途退学者の状況



(注) 府教育委員会調べ